明石市中小企業者省エネルギー化支援事業補助金
補助対象　簡易チェックリスト

下記の条件を全て満たす場合、補助対象となりますので事前確認してください。

確認欄	チェック項目
	申請者が、あかし脱炭素経営パワーアップ制度の宣言事業者として登録されていること。 登録手続きは下記参照。登録手続きをしていれば、登録完了前でも補助金申請可。 明石市ＨＰ：https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/kankyou_souzou_ka/cnkeieisien.html
	申請者が中小企業者に該当すること。 ※社会福祉法人、医療法人などは対象外。判断基準については下記参照。 中小企業庁ＨＰ：https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html
	補助対象事業の実施場所が明石市内であること。
	補助対象事業の実施場所は申請者の本店、事業所、事務所又は工場であること。 ※事業所兼自宅の場合は事業所部分のみ対象。 ※テナント等の賃貸物件の所有者からの申請は対象外。
	新たに設置する設備が未使用品であること。 ※中古品は対象外。
	リース契約でないこと。
	国、地方公共団体等から助成を受けていないこと。
	【ＬＥＤ照明設備、空調設備、給湯設備】 既設設備からの更新であること。 ※新設・移設は対象外。 ※ＬＥＤ照明設備からＬＥＤ照明設備への更新は対象外。
	【ＬＥＤ照明設備】 照明器具本体の更新工事であること。 ※工事を伴わない電球やランプのみの交換は対象外。
	【空調設備、給湯設備】 2025 年以降に製造された設備に更新すること。